

熱中症対策（岡部工場・村松）

今回は熱中症対策についてです。

皆様もご存じかと思いますが令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症対策の強化という事で各企業様でも色々な対策をされていると思います。今回新たに施工されたことは、①WBGT値（暑さ指数…熱中症を予防する為に用いられる指数で、気温・湿度・日射・輻射熱から算出される数値）の活用という事で測定器を設置する事がお勧めかと思います。②熱中症予防対策（WBGT基準値を超えてしまう場合）で、作業環境管理（直射日光や照り返しを遮る屋根など休憩場所の整備等）、作業管理（時間短縮、暑熱順化、水分・塩分の摂取、服装、巡視）、健康管理（検診結果などからの対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認）、労働衛生教育（熱中症の症状・予防方法、緊急時の対応、熱中症の事例）です。

基本的には、「見つける（作業員の様子がおかしい）」「判断する（医療機関への搬送、救急隊要請）」「対処する（救急車が到着するまで救急処置）」となります。

岡部工場につきましては、ライン作業場にスポットクーラー、前選別場と野外休憩所にそれぞれスポットクーラーを設置しております。各従業員にアイスベストを支給、その他には塩飴、タブレットを用意し、いつでも水分補給（休憩可）など対策をしておりますが、アイスストッカーや簡易休憩場も考えてはおります。まだまだこれからが夏本番でもありますので全従業員に再周知して、役職者一同監視していき熱中症患者を出さないようにしていきたいと思います。